附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第七条第一項第一号及び第三号の改正規定、第十条第一項中第三号を削る改正規定、第十三条第一項第四号の改正規定中表イの項に係る部分、第十五条第一項の次に一項を加える改正規定、第二十条の改正規定中「一年」の下に「（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）」を加える部分及び同条に表を加える改正規定中表一の項に係る部分、第二十二条第二項に表を加える改正規定中表一の項に係る部分、別表一の項下欄の改正規定中「イ　日メキシコ協定に係るものについては五年」を加える部分及び同表二の項下欄の改正規定中「イ　日メキシコ協定に係るものについては五年」を加える部分並びに次条の規定は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

第二条　日メキシコ協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品の生産者に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第六条第一項に規定する書面により通知しなければならない義務については、前条ただし書きに規定する改正規定の施行後においても、なお従前の例による。

告　示

○外務省告示第一号

平成二十二年九月十日にアンマンで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定について、両締約国政府が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十四年一月八日にアンマンで行われた。よって、同協定は、その第十五条1の規定に従い、平成二十四年二月七日に効力を生ずる。

平成二十四年一月十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○外務省告示第二号

平成二十二年九月十日にアンマンで原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

平成二十四年一月十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

（訳文）

合意された議事録

本日アンマンで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1　転換又は燃料加工の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。

2　協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3　協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

4　協定第六条2に関し、ヨルダン・ハシェミット王国の管轄内にある施設であって協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられるものにおいて国際原子力・放射線事象評価尺度の第二水準又は当該水準を超える水準に相当する事象が生じた場合には、ヨルダン・ハシェミット王国政府は、国際原子力機関（以下「機関」という。）に対して当該事象を通報し、必要に応じて機関の関係する安全検討チームの派遣に係る要請を行い、及び当該チームを接受し、並びにヨルダン・ハシェミット王国において効力を有する法令に従い機関が勧告する措置をとることが確認される。

5　協定第七条及び第十一条1に関し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関係する防護措置の妥当性について検討するため、協議を行うことが確認される。

6　協定第十二条1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、機関の理事会の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。

(a)　違反の認定

(b)　関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

(c)　申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

二千十年九月十日にアンマンで

日本国政府のために
浅子　清

ヨルダン・ハシェミット王国政府のために
ハーリド・トゥーカーン

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体　二六〇円）　（配送料　別）